

保政第587-5号
令和4年7月22日

各機関・施設の責任者 様

埼玉県保健医療部ワクチン対策幹
(公 印 省 略)

医療従事者等のワクチン4回目接種開始について(通知)

日頃、本県の保健医療行政に格別の御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、別添のとおり、各施設の従事者等への4回目接種を7月22日から開始する旨が厚生労働省から示されました。

新たな対象者の接種券の取扱いは、対象者の事前申請に基づいて接種券を発行する(手上げ方式とする)ことが基本となりますが、医療機関や高齢者施設、障害者施設等の管理者などが対象者や接種履歴等の状況を適切に管理できる場合には、接種券到達前に接種券なしで4回目接種を実施し、事後に接種券発行や接種履歴登録などの事務処理を行っても差し支えありません。

については、貴機関・施設が所在する市町村と調整のうえ、接種を希望する新たな対象者の速やかな4回目接種の実施について御協力をお願いします。

担 当	埼玉県保健医療部ワクチン対策幹 市町村支援担当
電 話	048-830-7507
メー ル	a7500-06@pref.saitama.lg.jp